

燃えるごみの出し方が変わります!



令和9年4月1日から実施



① 必ず袋に入れて出してください



OK

× NG



※袋に入っていないごみは収集できません

② 長いごみは40cm以下に切る



これまで 50cm

これからは 40cm以下

40cm

※ごみ1つの長さは最大40cmまで

OK



③ ごみ袋の上限は45Lまで



※これまでの制限なし→45L上限

【お問い合わせ】

詳しくはこちら →

加茂市 環境課 ☎ 52-0080



よくある質問 Q&A

Q1 なぜ「ごみの出し方」が変わるのですか？

A1 令和11年度から燃えるごみの焼却を三条市へ委託するため、ルールを三条市の基準に合わせるためです。

Q2 なぜ「令和9年4月1日」から変わるのですか？

A2 令和8年度は新ルールの周知期間とし、令和9年度からの地区が実証実験*の対象になっても三条市への持ち込みを可能にするためです。

Q3 令和9年4月以降、加茂田上の清掃センターへ持ち込みはできますか？

A3 できます。新ルールを守って持ち込みしてください。なお、皆さんは三条市の清掃センターに持ち込むことはできません。

Q4 枝も袋に入れるのですか？

A4 はい。ごみステーションに出す場合は、ひもで束ねず袋に入れて出してください。

Q5 袋に入れば長くても切らなくていいですか？

A5 いいえ。カーテン、ゴムホースなどの長いものは、畳んで袋に入る場合でも40cm以下に切ってから袋に入れてください。

★ ごみ収集業者が三条市へ燃えるごみを運搬する際の問題点などを検証するため令和8年11月から令和9年1月に実証実験を行う予定です。対象地区については「広報かも6月号」をご覧ください。なお、実証実験は令和9年度及び令和10年度も引き続き実施する予定です。